

学外研修報告書

私は、学外研修員として出張しておりましたが、このたび研修を終えて帰任いたしました。つきましては、次のとおりご報告申し上げます。

報告日	2023年 5月 22日	所 属	法学部 法律学科
職 名	教 授	氏 名	大川俊 
研修種別	1. 海 外 ②. 国 内	研修種類	①. 長 期 2. 短 期
研修期間	2022年 3月 21日 ~ 2023年 3月 20日		

学外における主な研修機関および訪問先

明治大学法学部付属比較法研究所

出張目的または研究題目

取締役の監視義務違反に基づく責任の判断構造

資 格 ①. 2021年度獨協大学学外研修員（派遣）
2. 本学承認の学外研修員（自費等）
3. その他（ ）

大学から支給された費用（要清算書類）・補助金額 50万円

研修内容（1. 研修経過の詳細 2. 研究成果発表の予定 3. その他 を記入）

1. 研修経過の詳細

本研修の目的は、上記研究題目「取締役の監視義務違反に基づく責任の判断構造」について、アメリカ法における裁判例の動向を調査・研究することであった。研修先は明治大学法学部付属比較法研究所であり、同研究所の共同研究室(リバティーハウス21階、121M)および本学の研究室等を利用して研究活動を行った。

アメリカ会社法(とりわけデラウェア州会社法)において、取締役の監視義務違反の責任は、Caremark事件(1996年)及びStone事件(2006年)を経て確立したいわゆるCaremark基準に基づいて審査される。同基準の確立により、監視義務履行の一態様としての内部統制システムの整

提出先：所属学部長→学長→人事課

裏面につづく

備に関する取締役(会)の関心は高くなったとされる。しかし、他方で、同基準に基づいて取締役の責任を追及する原告にとっては、会社の内部文書等を入手する等しない限り、被告取締役のサイエンサーという非難に値する心理状態を具体的に立証することは難しく、それ故に裁判所もこれまでこのような原告の主張を斥けてきた。ところが、近年、Marchand 事件(2019 年)が最高裁の判断として同基準の下での取締役の監視義務の内容について新たな解釈を示し、その後の衡平法裁判所の Clovis 事件(2019 年)、Hughes 事件(2020 年)、Teamsters 事件(2020 年)及び Boeing 事件(2021 年)もその判断を踏襲したことにより、監視義務違反の責任から取締役を保護するこれまで貫くことのできなかった壁に一つの亀裂が生じた。

このような Caremark 基準の新たな展開については、本研修以前において、上記 Marchand 事件に関する判例研究を獨協法学 110 号(2019 年 12 月)に公表したところである。そこで、本研修においてはまず、同事件を衡平法裁判所として踏襲した上記 Clovis 事件に関する判例研究を獨協法学 118 号(2022 年 8 月)に公表し、同基準の新展開の端緒について考察した。その後、明治大学の南保勝美教授のご推薦を受け参加した企業法理研究会(2022 年 9 月 10 日、オンライン開催)において、その他の裁判例の展開も含め、デラウェア州判例法における取締役の監視義務違反の責任の審査に関する現在の水準を明らかにすることを目的とした報告を行い、その成果を獨協法学 120 号(2023 年 4 月)に公表した。

なお、これらの研究と平行して、明治大学の秋坂朝則教授が編集代表を務める『Q&A 取締役の法律実務』(新日本法規、2006 年、加除式)において、3 件の追録を執筆した。

2. 研究成果発表の予定

本研修期間中に公表した研究成果は以下の通りである。

- ① 「Caremark 基準の下で取締役の監視義務違反の責任が認められた事例—In re Clovis Oncology, Derivative Litigation, 2019 WL 4850188 (Del. Ch. 2019).—」獨協法学 118 号(2022 年 8 月)291 頁
- ② 「アメリカ会社法における取締役の監視義務について～デラウェア州判例法の展開を中心～」企業法理研究会(2022 年 9 月 10 日、オンライン開催)
- ③ 『Q&A 取締役の法律実務』(加除式、2006 年改訂版)追録第 230・231 号(第 2 章担当)
1488 ノ 3 頁
- ④ 『Q&A 取締役の法律実務』(加除式、2006 年改訂版)追録第 232 号(第 2 章、第 3 章担当)
3202 ノ 3 頁、4384 頁
- ⑤ 「デラウェア州判例法における Caremark 基準の新展開」獨協法学 120 号(2023 年 4 月)1 頁

なお、⑤論文において論じた Caremark 基準の新展開に関連して、現在、アメリカにおいては、Marchand 事件(2019 年)が強調した会社にとって「必要不可欠で最も重要な(essential and mission critical)」という文言に、サイバーセキュリティー、気候変動及び人権問題等の ESG における個別のリスク要因が含まれるか否かが議論されている。また、デラウェア州判例法において株主による株主名簿等の閲覧・謄写権(sharesholder inspection rights)を規定する DGCL § 220 の解釈変更がなされたことが、同基準に基づく取締役の監視義務違反の責任を追及する訴訟に一定の影響を与えていていることも議論されている。⑤論文に続く研究として、これらの議論を精査し、我が法への示唆を得ることが今後の課題であり、その内容が纏まり次第、獨協法学等において公表する予定である。

3. その他

この度は学外研修という貴重な機会をいただき、誠に有り難うございました。限られた内容の研究しかできませんでしたが、この度の研修で得られた成果を今後の獨協大学における教育・研究に役立てていきたいと考えております。

以上